

令和 8 年 5 月 29 日

令和 8 年度診療報酬改定

疑義解釈について③

(公社) 日本医療ソーシャルワーカー協会

本疑義解釈は厚生労働省疑義解釈資料等に基づいて作成しております。

1. 入退院支援加算

No	《問》	《回答》
1	入退院支援加算 1 の施設基準 (6) のアで示している算定対象病床数に、A 3 0 8 - 3 地域包括ケア病棟入院料が追加されたが、地域包括ケア病棟入院料を算定する患者に対して介護支援等連携指導料が算定可能となるのは、令和 8 年度診療報酬改定が施行される令和 8 年 6 月以降になる。そのため、過去 1 年間の介護支援等連携指導料の算定回数に係る基準を満たすことが困難になるが、どのように考えればよいか。	令和 8 年 3 月 31 日時点で、現に入退院支援加算 1 及び地域包括ケア病棟入院料の届出を行っている医療機関においては、施設基準 (6) のアで示す算定対象病床数について、令和 9 年 3 月 31 日までの間、従前のとおり、地域包括ケア病棟入院料を算定する病床を除いて算出することが可能。